

障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 業務名

障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託

2 業務の目的

障害者差別解消法及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（以下「埼玉県共生社会づくり条例」という。）が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、事業者をターゲットとして、障害者差別解消法及び埼玉県共生社会づくり条例の趣旨を周知啓発する動画を作成する。

※ 障害者差別解消法及び埼玉県共生社会づくり条例の内容については、以下のホームページを参考とすること。

【内閣府ホームページ】

（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

（リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

【埼玉県ホームページ】

（障害者差別解消法）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/sabetu.html>

（埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/kyousei.html>

（共生社会づくりを目指す心のバリアフリーハンドブック）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/kyousei.html#handbook>

3 業務の内容

(1) 用途

- ア 埼玉県のホームページに掲載 (YouTube「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが)」に掲載)
- イ 啓発セミナー等で放映
- ウ その他、県が必要と認める団体・個人への動画提供

(2) 動画の内容

- ア 障害者差別解消法及び埼玉県共生社会づくり条例の趣旨、特に事業者による障害のある人への合理的配慮の提供について周知・啓発するため、分かりやすく解説するものであること。

イ 障害者差別解消法及び埼玉県共生社会づくり条例に詳しくない人でも容易に理解できる内容とすること。

ウ 動画の作成に当たり、実写・アニメーションの別は問わないこと。

エ BGM、ナレーション、効果音等の音のほか、聴覚障害者への配慮として手話通訳の映像及び字幕を挿入すること。

オ コンテンツの内容やデザイン等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜、埼玉県と協議を行いながら決定すること。

(3) 仕様

ア 作成する動画は1本とし、10分程度とする。

イ 横型動画とし、比率は16：9とする。また、画質は1920×1080px以上とする。

ウ データ形式はMP4とする。

エ 動画は、YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

(4) 撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(5) 編集・校正

ア 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。

イ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

ウ BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

エ 編集した動画案制作後の校正は、2回以上とし、県の指示に合わせた修正を行うこと。

(6) 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

4 成果物の納品

(1) 成果物

ア 動画データ

イ DVDプレーヤーで再生するDVD 3枚

(2) 納入場所

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

(3) 納品期限

令和7年3月24日(月)

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。